

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年6月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600350 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700005 号

第 1 結論

昭和 63 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月

昭和 63 年 3 月 25 日付けで A 会計事務所を退職。すぐ B 市役所年金課に電話し、退職に伴う国民年金の免除申請に必要な手続を確認後、B 市役所年金課に直接出向き、担当者に現況説明し免除申請を行った。

しかし免除になっていた期間は昭和 63 年 4 月、5 月、6 月、7 月分だけで、3 月分は免除になっていない。

私は C 市の会計事務所での実務経験も踏まえて、約 10 年間会計事務所に勤務しており、税務に関する仕事は当然として、司法書士並びに社会保険労務士に関する付随的な仕事も行っている。

会計事務所の仕事は、もし税務申告等に誤りがあれば当然顧客から訴えられ賠償問題になり、仕事を行うにあたっては厳格性を要求される。

私は国民年金の免除に関する知識はあったが、それでもなおかつ、満を持して、B 市役所年金課に免除に必要な手続事項を確認して申請を行っている。

昭和 63 年の免除申請は家内の分も、当時私が手続を行っている。

従って、今回の国民年金記録の訂正請求に関し、私と家内の同時手続をお願いしたい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得日（昭和 63 年 3 月 26 日）に係る入力処理は昭和 63 年 5 月 9 日に行われていることが確認できるところ、日本年金機構 D 年金事務所は、請求期間当時、B 市からは、国民年金被保険者資格取得届を受付後おおむね 2 週間後に D 社会保険事務所（当時）に進達され、同社会保険事務所では、受付当日からおおむね 2 週間以内で処理を行っていたと考えられるとしており、B 市が請求者から資格取得届を受け付けたのは、前述の入力処理日（昭和 63 年 5 月 9 日）から考えて、昭和 63 年 3 月下旬から同年 4 月であっても何ら不自然ではない旨回答している。

また、B 市は、昭和 63 年 4 月に免除申請手続を行った場合、当時の国民年金法では申請日の属する月の前月までの遡及が可能であるため同年 3 月分と 4 月以降の免除申請書を一緒に受け取っていたと考えられる旨回答しており、請求者の退職後すぐに B 市に電話をして免除手続が 1 回で済むように確認した上で同市に出向き手続を行った旨の主張と符合する。

一方、請求者及びその妻の昭和 61 年当時の所得は確認できないものの、請求者の雇用保険

被保険者記録によると、請求者は昭和 63 年 3 月 25 日に退職していることが確認でき、請求者は、退職後収入はなく、妻も育児のため勤務しておらず収入はなかった旨陳述しているところ、日本年金機構D年金事務所は、請求期間について、請求者から免除申請書が提出されていた場合には退職を理由として国民年金保険料を納付することが著しく困難であったと認め、国民年金保険料免除が承認できたと考える旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600351 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700006 号

第 1 結論

昭和 63 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月

夫が昭和 63 年 3 月 25 日付けで A 会計事務所を退職。夫がすぐ B 市役所年金課に電話し、退職に伴う国民年金の免除申請に必要な手続を確認後、B 市役所年金課に直接出向き、担当者に現況説明し免除申請を行った。

しかし免除になっていた期間は昭和 63 年 4 月、5 月、6 月、7 月分だけで、3 月分は免除になっていない。

夫は C 市の会計事務所での実務経験も踏まえて、約 10 年間会計事務所に勤務しており、税務に関する仕事は当然として、司法書士並びに社会保険労務士に関する付随的な仕事も行っている。

会計事務所の仕事は、もし税務申告等に誤りがあれば当然顧客から訴えられ賠償問題になり、仕事を行うにあたっては厳格性を要求される。

夫は国民年金の免除に関する知識はあったが、それでもなおかつ、満を持して、B 市役所年金課に免除に必要な手続事項を確認して申請を行っている。

妻である私の手続も、夫が同時に申請を行った。

従って、今回の国民年金記録の訂正請求に関し、私と夫の同時手続をお願いしたい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者種別変更日（昭和 63 年 3 月 26 日）に係る入力処理は昭和 63 年 5 月 9 日に行われていることが確認できるところ、日本年金機構 D 年金事務所は、請求期間当時、B 市からは、国民年金被保険者種別変更届を受付後おおむね 2 週間後に D 社会保険事務所（当時）に進達され、同社会保険事務所では、受付当日からおおむね 2 週間以内で処理を行っていたと考えられるとしており、B 市が請求者の夫から種別変更届を受け付けたのは、前述の入力処理日（昭和 63 年 5 月 9 日）から考えて、昭和 63 年 3 月下旬から同年 4 月であっても何ら不自然ではない旨回答している。

また、B 市は、昭和 63 年 4 月に免除申請手続を行った場合、当時の国民年金法では申請日の属する月の前月までの遡及が可能であるため同年 3 月分と 4 月以降の免除申請書を一緒に受け取っていたと考えられる旨回答しており、請求者の夫の退職後すぐに B 市に電話をして免除手続が 1 回で済むように確認した上で同市に出向き手続を行った旨の主張と符合する。

一方、請求者及びその夫の昭和 61 年当時の所得は確認できないものの、請求者の夫の雇用

保険被保険者記録によると、請求者の夫は昭和63年3月25日に退職していることが確認でき、請求者の夫は、退職後収入はなく、請求者も育児のため勤務しておらず収入はなかった旨陳述しているところ、日本年金機構D年金事務所は、請求期間について、請求者から免除申請書が提出されていた場合には請求者の夫の退職を理由として国民年金保険料を納付することが著しく困難であったと認め、国民年金保険料免除が承認できたと考える旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600349号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和60年9月30日でB社を退職し、同年10月1日より家業のA社に企画部長として入社していましたが、同年11月1日からの年金加入となっている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和60年11月1日と記載されており、当該取得年月日は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致する。

また、A社の請求期間当時の事業主は死亡している上、現在の事業主は、請求者の請求期間に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の勤務期間は不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。